

○議会傍聴規則

制 定 昭 34. 3.25 規則 2

最近改正 平 23.12.20 規則 8

第 1 条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ議長に住所、職業、氏名を申し出て、その許可を得て、関係係員の指揮により傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴席が満員になったときは、傍聴人の入場を止める。

第 2 条 凶器を携帯する者、酩酊している者等議長が適切でないとするものは、入場を許さない。

第 3 条 傍聴人は、如何なる理由があっても議席に入ることができない。

第 4 条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 見苦しくない服装を整えること

(2) 帽子、外套の類を着用しないこと

(3) 傘、杖の類を携帯しないこと

(4) 静粛を守り、議事を妨害しないこと

(5) 飲酒をの他見苦しい言動をしないこと

(6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような物品の持ち込みや行為をしないこと

第 5 条 前条の規定を守らないときは、これを戒告し、なお改めないときは、退場を命ずるものとする。

第 6 条 傍聴を禁じたとき又は退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平 23.12.20 規則 8）

この規則は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。